

# EU 一般データ保護規則と ドイツのメディア適用除外規定

鈴木秀美



## ▶ 1 はじめに

ビジネスにおける個人情報活用の重要性が強く意識されるようになるとともに、個人情報の法的保護に対する社会の関心が高まりを見せている。ただし、個人情報を法的に保護することが必要であるとしても、立法にあたっては、個人の利益とそれに対立する利益との調整を行わなければならない。とくに、民間部門における個人情報保護については、企業の職業遂行の自由はもちろん、憲法が保障する精神的自由権の行使への配慮も不可欠となる。このため、日本の個人情報保護法（正式には、「個人情報の保護に関する法律」）は、報道機関、著述を業として行う者、大学その他の学術研究を目的とする機関・団体とそれらに属する者、宗教団体、政治団体に、第4章の個人情報取扱事業者の義務規定の適用除外を認めている（76条1項）。また、個人情報保護委員会は、その権限行使にあたって表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならないし、前述した適用除外が認められている者に対する個人情報等の提供行為にその権限を行使しないものとされている（43条1項、2項）。

ところで、欧州連合（EU）では、個人データ（個人の特定が可能な情報）の保護について、1995年のデータ保護指令<sup>1</sup>に代わって、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）<sup>2</sup>が採択され、2018年5月25日から適用が開始された。GDPRの場合、たとえ日本の企業であっても、EUに商品やサービスを提供している場合などには適用対象となる可能性があるため、日本でも大きな関心を集めている。GDPRは、EU加盟国に直接適用されるが、多くの部分で加盟国に具体化のための立法権限を与えたり、立法義務を課している。本稿のテーマであるメディア適用除外についてみると、GDPR85条は、個人データ保護の権利と、報道目的及び学術・芸術又は文学を目的とする処理を含む、表現の自由及び情報の自由（知る権利）との調整について規定している。そして、その詳細については加盟国による立法を要請している。

筆者は、EUデータ保護指令の下で、ドイツが採用していた個人データ保護法制におけるメディア適用除外<sup>3</sup>の仕組みを概観したことがある<sup>4</sup>。本稿では、GDPR85条によって加盟国に与えられたメディア適用除外についての立法権限を、ドイツがどのように行使したのか、その概要を明らかにしてみようと思う<sup>5</sup>。

ドイツでは、GDPR等を適用するための法律（以下では、「ドイツのEUデータ保護適用法」）<sup>6</sup>が2017年に成立し、これにより連邦データ保護法をはじめとするいくつかの

連邦法が改正された<sup>7</sup>。ドイツのEUデータ保護適用法は、全8条からなる条項法であり、その1条により連邦データ保護法の全文が改正された(2018年5月25日施行)。連邦データ保護法旧41条1項は、プレス(印刷メディア)のメディア適用除外について規律していたが、現行連邦データ保護法にそれに相当する規定はない。しかし、だからといって、ドイツがGDPRや関連するデータ保護の規律について、メディア適用除外規定を廃止したわけではないので注意が必要である。というのも、2006年の基本法(連邦憲法)改正により、連邦は、それまでもっていたプレスについての大綱的立法権を失った。これにともない、現在、プレス、放送をはじめとするメディア法の分野については、州に専属的立法権がある。このため、GDPR85条によって加盟国に与えられたメディア適用除外についての立法権限も、ドイツでは州の立法者が行使した。

本稿では、GDPRとドイツ法の関係(2)、EUのメディア適用除外規定(3)、1977年から2018年までのドイツのメディア適用除外規定(4)を確認した後に、GDPR85条に対応して州法改正により整備されたメディア適用除外規定を概観し、若干の分析を加えてみたい(5)。

## ▶ 2 GDPRとドイツ法の関係

### (1) GDPRの特徴

EUでは、個人データ保護について、1995年にデータ保護指令が制定され、それを加盟国が国内法化する仕組みがとられていた。しかし、ビジネスにおける個人データの重要性が高まる中、域内市場における個人データの取扱いについてより統一的な法制度を整備する必要性が高まり、2012年にGDPR案が欧州委員会によって示された。データ保護指令を規則にする目的は、①EU域内により統一されたデータ保護についての法的枠組みを創設すること、②EU経済の強化のために域内のデータ保護実務を統一すること、③技術革新に応じてデータ保護を深化させることだった<sup>8</sup>。

2012年の提案の後、GDPRは、数年の審議を経て、EU理事会では2016年4月8日に、欧州議会では同年4月14日に採択され、同年4月27日に成立し(5月24日施行)、2018年5月25日から適用が開始された<sup>9</sup>。GDPRは、企業など個人データの管理者に保有する個人データを厳しく管理することを求めている。個人データ取得時に利用目的などを明示し、明確な同意を得ることや、大量の個人データを扱う場合は管理責任者を置くことなどを管理者に義務づけるとともに、データ主体(本人)には開示や削除の請求権を認める。管理者がGDPRに違反すると高額な制裁金(最大で年間売上高の4%又は2000万ユーロのどちらか高い額)を科される。山本龍彦によれば、GDPRは、「日本人からは『行き過ぎ』と思えるような進歩的な個人情報保護規定を有し」<sup>10</sup>ている。例えば、プロファイリングに対する中止請求権がその典型である。

EU法<sup>11</sup>において、「指令」は、達成されるべき結果について構成国を拘束するが、それをどう実現するかは加盟国の判断に委ねられている。加盟国は、指令を国内法化し、国内実施する義務を負っている。これに対し、「規則」はすべての加盟国において直接に適用される。GDPRは規則であるため、EU加盟国に直接に適用される。とはいえ、前述の通り、GDPRは、多くの部分で加盟国に具体化のための立法権限を与えたり、立法義務を課している。数え方にもよるが、GDPRが加盟国に立法を認める条文(解放条項)は70を超える<sup>12</sup>。このため、GDPRは、EU加盟国に直接適用される規則と国内法化を要する指令の「変則的なハイブリッド」<sup>13</sup>だという指摘もある。指令の場合と異なり、GDPRには加盟国による立法のための期限は設定されていないが、法的安定性のためには、2018年5月25日までの対応が望ましい、と指摘されていた<sup>14</sup>。

GDPR が多くの解放条項を含んでいることについては、一方で、解放条項は EU 法にとって珍しいことはでないとして、指令よりも統一されたデータ保護の法的枠組みを GDPR によって創設するという目的のために、それは有益かつ必要であったと肯定的にとらえる見解もある<sup>15</sup>。しかし、他方では、多数の解放条項のため、GDPR が目指した目的は十分には達成されなかったという否定的な見解もある。GDPR の立法過程では、EU における「データ保護の未来の形」をめぐる激しい権力闘争が展開された。この闘争は、EU と加盟国の間で立法権の配分をめぐる争いとなり、EU においても委員会、議会、理事会の間における権限争いが生じた。ドイツの研究者ロスナーゲルによれば、GDPR は、「この政治的な論争を考慮することで初めて理解することができる」<sup>16</sup>。GDPR は EU と加盟国の間の権力闘争の結果、「完結した法典ではなく、穴だらけの構造物」となっている。ロスナーゲルは、だからこそ「加盟国による正確化、詳細化、補足」が必要になる、と指摘している<sup>17</sup>。

## (2) ドイツ法の適用可能性

前述の通り、GDPR は、EU 規則として加盟国に直接に適用される。GDPR とドイツ法の規律が矛盾する場合、GDPR が優先適用され、矛盾するドイツ法の規定を適用することはできない。ただし、ロスナーゲルによれば、以下の3つの場合には、ドイツ法の規定をそのまま適用することができる。それは、GDPR とドイツ法に矛盾が生じない場合、GDPR が国内法に明示的に裁量の余地を残している場合、GDPR が国内法による裁量の余地を示唆している場合である<sup>18</sup>。

最初の分類に該当するのは、GDPR が用いている曖昧な法概念を、ドイツ法が明確化又は具体化している場合である。例えば、GDPR15条1項(h)によれば、データ主体は、自己の個人データの処理に関連して、自動処理決定において関連する論理回路（アルゴリズム）とその意義及び想定される帰結の情報にアクセスすることができる。ドイツ連邦データ保護法34条2項及び4項の規定は、ここでいう「論理回路」を明確化したものと理解されている。

2つめの分類の例としては、GDPR6条2項がある。6条1項は、データ処理の適法性について、(c)号で「管理者が対象となる法的義務の遂行にとって処理が必要な場合」、(e)号で「公共の利益又は管理者に付与された公務の行使において実施される任務の遂行にとって処理が必要な場合」について規定している。そして、6条2項は、この(c)号及び(e)号を遵守するための処理について、加盟国による規律の余地を明文で認めている。

3つめの分類の例としては、GDPR22条のプロファイリング等の個人の自動決定の規定がある。同条1項によれば、「データ主体は、自らに関する法的効果を生み出す又は同様に重大な影響をもたらすプロファイリングを含むもっぱら自動処理に基づく決定をされない権利を有する」。ただし、同条2項は、「次の決定の場合には、前項は適用しない」としており、(b)号では、「管理者が従い、かつデータ主体の権利と自由及び法的利益を保護するための適当な措置を定める EU 又は加盟国の法によって認められる場合」と規定している。ドイツ法が、プロファイリングからの保護を補完するため、上記の意味での「適当な措置」を規定すれば、自動処理に基づく決定をされない権利の例外となる。

## ▶ 3 EU のメディア適用除外規定

### (1) データ保護指令9条

EU では、表現の自由の民主主義にとっての意義が重視されており、「『データ保護法がメディアに全面的には適用されるものではない』という認識が共有されて」<sup>19</sup>いる。この



ため、データ保護指令は、9条においてメディア適用除外について次のように規定していた<sup>20</sup>。「加盟国は、表現の自由に適用される規定とプライバシーの権利を調整するために必要な場合にのみ、報道、芸術又は文学の目的に限って行われる個人データの処理のために、本章〔第2章〕、第4章及び第6章についての適用除外又は特例を規定しなければならない」。

この規定は、加盟国にメディア適用除外を認めることを義務づけたものと解されていた。ただし、この義務は、表現の自由とプライバシーの権利を調整するために「必要な場合」に限定されていた。メディア適用除外となるのは、指令第2章のデータ処理の適法性についての一般規定（5条から21条）、第4章のデータの第三国への移転（25条、26条）、第6章の監督機関及びデータ処理に係る個人保護に関する作業部会（28条から30条）の諸規定であった。なお、同指令は、この他、第3章では司法的救済等（22条から24条）、第5章では行為規範（27条）、第7章では指令の実施措置（31条）について規定していた。

## (2) GDPR85条

GDPR85条は、メディア適用除外について次のように規定している<sup>21</sup>。

1. 加盟国は、本規則に基づく個人データの保護の権利と、報道目的及び学術・芸術又は文学を目的とする処理を含む、自由な表現の権利及び情報の自由の権利との調整を法規定によってするものとする。
2. 報道目的又は学術・芸術若しくは文学を目的として行われた処理について、加盟国は、それが、個人データの保護の権利と表現の自由及び情報の自由との調整のために必要である場合、第2章（原則）、第3章（データ主体の権利）、第4章（管理者及び処理者）、第5章（第三国又は国際機関への個人データの移転）、第6章（独立監督機関）、第7章（協力及び一貫性）及び第9章（特別な処理状況に関する規定）の適用除外又は特例について定めるものとする。
3. 各加盟国は、前項に従い制定された法規定及びすべての事後的な改正法又は当該規定の改正について遅滞なく委員会に通知するものとする。

なお、GDPR85条2項で適用除外又は特例の対象とされていないのは、第1章（総則）、第8章（救済、責任及び罰則）、第10章（委任法令及び実施行為）、第11章（最終章）である。

ドイツでは、GDPR85条について、それがデータ保護指令9条によって認められてきたメディア適用除外と同じ範囲や程度のものか否かが議論となった<sup>22</sup>。学説では、GDPR85条によって認められるメディア適用除外の範囲や程度は、指令9条と異ならないという見解と、GDPR85条との関係で、これまでプレスに認められてきた包括的なメディア適用除外は許されないという見解があった<sup>23</sup>。とくに議論になったのが、GDPR第8章に含まれている監督機関への苦情申立権（77条）、監督機関に対する効果的な司法的救済の権利（78条）、制裁金を科すための一般条件（83条）についての規定である<sup>24</sup>。ドイツではこれまで、メディアの中でもプレスについては、編集活動におけるデータ保護は、プレス評議会における自主規制に委ねられ、データ保護監督機関の監督には服していなかった。だからこそ、GDPR85条2項が第8章を適用除外の対象としていないことにドイツ法がどのように対応すべきか、プレスもデータ保護監督機関の監督に服さなければならないかという点に注目が集まった。

この議論の中で、これまでと同じようにメディア適用除外が認められるとする学説は、そのような解釈のみが、GDPRの成立過程における議論から得られる85条の解釈にふさわしいと主張した。それによると、GDPR85条に1項と2項という2つの規定が設けられたのは、審議過程において繰り広げられた権力闘争の「妥協の結果」である<sup>25</sup>。コルニル

スは、「成立した GDPR85 条 1 項と 2 項の文言，体系，制定史から認識可能なのは，データ保護指令 9 条において従来からすでに認められていた，メディア適用除外についての加盟国の EU 法上の権限の範囲は，いずれにしろ維持されるべきであり，決して狭められるべきではないという」解釈だとする<sup>26</sup>。コルニルスによれば，加盟国は，GDPR85 条 1 項に基づいて，個人データの保護の権利と表現の自由との調整において，表現の自由が基本権として要請する限りにおいて，同条 2 項に適用除外として列挙された章に加えて，データ保護監督機関の監督について規定する第 8 章も含めて，メディア適用除外とすることができる<sup>27</sup>。従って，コルニルスは，EU データ保護指令 9 条が GDPR85 条に改正されても，ドイツが採用してきたメディア適用除外規定を改正する必要性は，実質的にはないと考えている<sup>28</sup>。

#### ▶ 4 ドイツのメディア適用除外規定（1977 年～2018 年）

ドイツでは，1977 年の連邦データ保護法（1 条 3 項）以来，個人データ保護との関係でメディアによる取材・報道活動を妨げないため，メディア適用除外が連邦法や州法によって認められてきた<sup>29</sup>。データ保護指令の国内法化にあたっては，指令 9 条との関係でメディア適用除外をどのように国内法化すべきかをめぐって議論になった。1999 年に当時の SPD 政権の下で連邦内務省がまとめた法案は，メディア適用除外を縮小するものだったが，プレス業界から強い反発が出たため，プレスにおけるデータ保護はおおむね自主規制に委ねられることになった。この時，とくに問題視されたのは，データ保護管理者の社内設置義務だった。当時，民間部門におけるデータ保護の監督は，行政機関が行っている州と，データ保護観察官が行っている州があった。プレス企業にデータ保護管理者の設置義務が課せられ，それを行政機関が監督することになると，行政がプレスによる報道に介入する口実を与えることになるという危惧があった。そこで，プレス業界は，プレス評議会による自主規制を強化することを条件に，データ保護について行政機関やデータ保護観察官による監督に服さず，それまでと同様の適用除外を維持することを求め，その実現に成功した<sup>30</sup>。

2001 年，指令を国内法化するために連邦データ保護法が改正されたが，その際，41 条 1 項 1 文に以下のようなプレスについてのメディア適用除外規定が設けられた。「州は，その立法にあたり，プレスの企業及び協力企業による，もっぱら自己の報道・編集的目的又は文学的目的による個人データの収集，処理及び利用について，本法 5 条，9 条，38a 条と，これに関連して損害賠償について規律する 7 条を適用するよう定めなければならない」。

連邦データ保護法 41 条 1 項が，プレスのみを規律し，放送一般について規律していなかったのは，連邦の立法権がプレスに限られていたからである<sup>31</sup>。当時の基本法 75 条 1 項 2 号によれば，連邦には，プレスの一般的法律関係についての大綱的立法権があった。そして，州にはプレスについて詳細な規律をする立法権があった。そこで，連邦データ保護法 41 条 1 項は，州の立法者にメディア適用除外についての規律を求めるという体裁をとった。適用される規定としてそこに列挙されていたのは，データの秘密（5 条），データ管理者の技術的・組織的保護措置義務（9 条），データ保護についての業界団体行為規範の監督官庁への提出（38a 条），そして損害賠償（7 条）についてであった。

各州は，連邦データ保護法 41 条 1 項に対応するプレス法又はデータ保護法の改正を行った。例えば，ノルトライン・ヴェストファーレン州プレス法 12 条には，「プレスの企業及び協力企業が，もっぱら自己の報道・編集的目的又は文学的目的により個人データの収集，処理又は利用をする限りにおいて，連邦データ保護法 5 条，9 条，38a 条及び 7 条

が適用される。7条は、連邦データ保護法5条に規定されたデータの秘密の侵害による損害、又は連邦データ保護法9条の意味における不十分な技術的又は組織的措置による損害についてのみ適用される」という規定が新設された<sup>32</sup>。16州のプレスメディア適用除外規定は、大枠では共通しているものの、細部については相違もあった。

なお、連邦データ保護法の2001年改正にあわせて、プレス評議会はデータ保護についてのプレスコードを改正するとともに、2002年には通常のプレスコード違反の苦情とは別に、編集におけるデータ保護についての苦情のみに対応する委員会を新設した<sup>33</sup>。編集データ保護苦情対応委員会と名付けられた新設の委員会は、編集におけるデータ保護についての苦情対応に加えて、活動報告書を2年ごとに公表している。

この当時、放送にも、プレスと同様のメディア適用除外が認められたうえで、放送に限定された法的義務があった。放送は州に専属の立法権があり<sup>34</sup>、公共放送の場合、原則として州ごとに州法によって州公共放送協会が設立されている。ドイツには9つの州公共放送協会があり、それらがARD（ドイツ公共放送連盟）を組織して、テレビの全国放送を行っている。さらに、すべての州の間で締結された州際協定によって設立された、第2ドイツ・テレビ（以下では、「ZDF」）とドイチェラントラジオがある。民間放送も州放送法又は州メディア法によって規律されている。なお、州公共放送協会の設立又は民間放送の規律は、州ごとにではなく、2つ又は3つの州の間で締結された州際協定によって規律されている場合もある。放送とテレメディア（放送以外の、電気通信手段によってなされる表現行為）については、統一的な規律のために、すべての州の間で「放送及びテレメディアに関する州際協定」（以下では単に「州際協定」と表記する場合がある）が締結されている<sup>35</sup>。

このような状況の下、放送におけるメディア適用除外については、各州が別々に放送法、メディア法又はデータ保護法の中で規律し、テレメディアのメディア適用除外についてのみ、放送及びテレメディアに関する州際協定57条に以下のように規律されていた<sup>36</sup>。詳細な規定であるが、現行規定との比較を可能にするため以下に示しておく。

#### 57条 テレメディアにおける報道・編集的目的の場合のデータ保護

1. プレスの企業及び協力企業が、テレメディアの提供者として、もっぱら自己の報道・編集的又は文学的目的で個人データを収集し、処理し、又は利用する限りにおいて、連邦データ保護法5条に規定するデータの秘密の侵害又は同法9条にいう不十分な技術的若しくは組織的措置によって生じた損害に限り責任を追うという条件の下で、同法5条、7条、9条及び38a条の規定が適用される。〔この規定は、〕放送に関する特別の州際協定又は州法の規定の適用を妨げない。
2. 個人データがテレメディアの提供者の提供する情報サービスを通じて、もっぱら報道・編集的目的で処理され、かつ、データ主体の保護に値する利益がこれにより侵害された場合には、データ主体は、基礎となったデータであって、自己に関する蓄積されたデータについて情報提供を求めることができる。情報提供は、それが伝えられることにより、情報素材の探索による事業者のジャーナリストとしての任務達成が阻害され、又はデータから次に掲げるものが推測されうる限りにおいて、関係者の保護に値する利益との衡量により拒否することができる。
  - 1 準備、制作又は送信に協力した者
  - 2 編集部門のための寄稿、文書及び通知を提供した者又は信頼できる情報提供者の身元データ主体は、不正確なデータの訂正又は自らの記述の適切な範囲の追加を要求することができる。プレス企業及び協力企業がプレスコードによる自主規制及びプレス評議会の苦情処理規則に服する限りにおいて、本項1文から3文の規定は、それらが提供するサービスに適用しない。
3. 報道・編集上の個人データの利用により、データ主体の反論の送信又は送信の差止め若しくはデータ内容の取消に関する義務付宣言、処分若しくは判決に至った場合には、これらの反論、差止め宣言又は取消を、蓄積されたデータに追加し、そこにデータ自体と同じ期間保存し、かつ、データの移転の際には当該データとともに移転しなければならない。

この規定によると、テレメディアについては、プレスと同様のメディア適用除外が認め



られている（1項）。ただし、データ主体の利益侵害が発生した場合に限り、データ主体は自己データの開示を請求することができる。その際、事業者は、ジャーナリストとしての任務達成が阻害されるという理由、又は編集上の秘密や取材源の秘密を守るという理由により、この請求を拒否することができる（2項）。なお、新聞や雑誌のオンライン版のように、事業者が、プレス評議会の自主規制に服している限り、当該事業者が提供するテレメディアに対して自己データの開示を請求することはできない。さらに、テレメディアの事業者は、報道・編集において個人データが利用されたことに対し、データ主体から反論、差止め、内容の取消の求めがあり、それが判決等に至った場合、それらを利用した個人データに追加し、保存し、移転の際にはともに移転する義務を負う（3項）。

57条2項及び3項と同様の規定は、社会民主党が政権を握っていたいくつかの州では、おもに公共放送協会について採用されており、州によっては民間の放送事業者についても採用されていた。また、ZDFを設立するための州際協定（以下では、「ZDF州際協定」）17条2項、3項や、国際放送のために連邦法によって設立された放送協会ドイチェ・ヴェレについての連邦データ保護法41条2項、3項にも同様の規定が存在していた。放送やテレメディアに、このようなプレスにはみられないデータ保護の観点からの法的義務が課されていることについては、プレスとのメディア特性の相違のために憲法上正当化されるという見解<sup>37</sup>と、異なる扱いを疑問視する見解があった<sup>38</sup>。

## ▶ 5 現行のメディア適用除外規定

### (1) GDPR85条に対応するための州法改正

ドイツは、前述の通り、GDPR85条に対応するため州法改正によりメディア適用除外規定を整備した。連邦議会に提出された、ドイツのEUデータ保護適用法案には、基本法改正により連邦はプレスについての立法権を失ったため、今後、連邦データ保護法に「旧41条1項を残しておくことはできない。しかし、連邦の立法者は、立法権を有する州の立法者が、これまでと同様にプレス適用除外を守っていくであろうという前提に立っている」という説明が付されていた<sup>39</sup>。

GDPR85条によって与えられた加盟国の立法権限により、まず、放送及びテレメディアに関する州際協定が、2017年の第21回放送改正州際協定により改正された。放送における個人データ保護については、従来、各州が別々に放送法やメディア法の中でメディア適用除外について規律していた。しかし、GDPRとの関係で、放送についても州際協定に統一的なメディア適用除外規定を設けることになり、2017年の改正で9c条が新設された。同条のタイトルは、放送における「報道目的のデータ処理、メディア適用除外」である。また、テレメディアについての州際協定57条も、9c条にあわせて書き換えられ、タイトルもテレメディアにおける「報道目的のデータ処理、メディア適用除外」とされた。この他、ZDF州際協定及びドイチェラントラジオを設立する州際協定のデータ保護規定も改正された。第21回放送改正州際協定は、GDPRの適用が開始された2018年5月25日に施行された。

プレスについては州により、プレス法、メディア法又はデータ保護法の改正により、メディア適用除外規定が整備された。各州における改正作業は、放送及びテレメディアに関する州際協定に比べて遅れていたが、ベルリンとテューリンゲン以外の州では、2018年5月25日までに改正されたメディア適用除外規定が施行された。間に合わなかった2つの州でも、2018年6月中には施行に至った。後述する通り、州により規定の仕方に違いがあるものの、プレスとそのオンライン版は、従来通り、プレス評議会の自主規制に服することが認められ、放送とは異なる取り扱いが維持された。

## (2) 放送及びテレメディアに関する州際協定

放送とテレメディアの適用除外規定は、以下のように詳細な規定となっている。

### 9c 条 [放送における] 報道目的のデータ処理, メディア適用除外

1. ARD を組織している州放送協会, ZDF, ドイチュラントラジオ又は民間放送事業者が, 個人データを報道目的で処理する限りにおいて, その個人データに関与した者は, この個人データをその他の目的のために処理してはならない (データの秘密)。当該個人データ関与者は, その活動の開始に際してデータの秘密を保持する義務を負う。データの秘密は, その活動の終了後にも存続する。それ以外の場合には, 報道目的のデータ処理に, GDPR は, 第 1 章, 第 8 章, 第 10 章及び第 11 章を除いて, 5 条 2 項との結びつきにおける同条 1 項 f 号 [個人データ処理の安全性及び秘密保持性], 24 条 [管理者の責任] 及び 32 条 [処理の安全管理] のみが適用される。GDPR 82 条 [賠償を受ける権利と責任] 及び 83 条 [制裁金を科すための一般条件] は, 本項 1 文から 3 文によるデータの秘密の侵害, 並びに GDPR 5 条 1 項 f 号, 24 条及び 32 条による不十分な措置からのみ生じる責任との関係で適用される。本項 1 文から 5 文は, 1 文に列挙された放送事業者に属する協力企業及び参加企業にも準用される。ARD を組織している州放送協会, ZDF, ドイチュラントラジオ及びその他の放送事業者並びにその連盟及び連合体は, 透明な手続を通じて制定され, 公表された行為規範に服することができる。データ主体は, 本条 2 項及び 3 項に列挙された権利のみを有する。
2. 個人データの報道のための処理が, データ主体の反論文の公表, 又は公表差止め若しくはデータの内容の取消についての義務宣言, 決定若しくは判決に至った場合, 当該反論文, 義務宣言及び取消は, 蓄積されたデータに追加され, データそれ自体と同じ期間, 保存されなければならない。当該データの移転に際してはそれらとともに移転されなければならない。
3. 報道により人格権を侵害された場合, データ主体は, その報道が基礎とした, その人物について保存されたデータについての情報を求めることができる。この情報は, これに関与する者の保護に値する利益との衡量により, 以下の限りで拒否することができる。
  - 1 そのデータから, 放送番組の準備, 制作, 放送に参加している, または参加した人物を推測することができる場合,
  - 2 そのデータから, 編集部のための寄稿, 証拠書類, 連絡などをした者又は情報提供者を推測することができる場合,
  - 3 調査されたデータ, 又はその他の方法で取得されたデータの提供により, 情報素材の探索という報道の任務が侵害されるおそれがある場合。データ主体は, データレコーダにおける不正確な個人データの迅速な訂正又は自己の描写の追加を求めることができる。個人データの継続的な保存は, もしそれが自由な表現及び情報受領の権利の行使のため, 又は正当な利益の擁護のために必要な場合には適法である。
4. ARD を組織している州放送協会, ZDF, ドイチュラントラジオ及び民間放送事業者並びにそれに属する参加企業及び協力企業については, 妥当するデータ保護法上の諸規定の遵守についての監督は, 州法により定める。この規定は, 放送州際協定の規律の適用を妨げない。
5. 本条 1 項から 4 項は, テレショッピングにも適用される。

### 57 条 [テレメディアにおける] 報道目的のデータ処理, メディア適用除外

1. ARD を組織している州放送協会, ZDF, ドイチュラントラジオ, 民間放送事業者, 又はプレスの企業及び協力企業が, テレメディア事業者として, 個人データを報道目的で処理する限りにおいて, その個人データに関与した者は, この個人データをその他の目的のために処理してはならない (データの秘密)。当該個人データ関与者は, その活動の開始に際してデータの秘密を保持する義務を負う。データの秘密は, その活動の終了後にも存続する。それ以外の場合には, 報道目的のデータ処理に, GDPR は, 第 1 章, 第 8 章, 第 10 章及び第 11 章を除いて, 5 条 2 項との結びつきにおける同条 1 項 f 号 [個人データ処理の安全性及び秘密保持性], 24 条 [管理者の責任] 及び 32 条 [処理の安全管理] のみが適用される。GDPR 82 条 [賠償を受ける権利と責任] 及び 83 条 [制裁金を科すための一般条件] は, 本項 1 文から 3 文によるデータの秘密の侵害, 並びに GDPR 5 条 1 項 f 号, 24 条及び 32 条による不十分な措置からのみ生じる責任との関係で適用される。GDPR 第 8 章は, プレスの企業, 協力企業及び参加企業が, ドイツ・プレス評議会のプレスコード及び異議規則による自主規制に服している限りにおいて適用されない。本項 1 文から 6 文は, 1 文に列挙された事業者に属する協力企業及び参加企業にも準用される。データ主体は, 本条 2 項及び 3 項に列挙された権利のみを有する。



2. 個人データが、テレメディア事業者によって、報道目的のために保存され、訂正され、通知され、中止され又は削除された場合で、かつ、データ主体がそれにより人格権を侵害された場合、データ主体は、それが基礎とした、その人物について保存されたデータについての情報を求めることができる。この情報は、これに関与する者の保護に値する利益との衡量により、以下の限りで拒否することができる。
  - 1 そのデータから準備、制作、送信に参加した人物を推測することができる場合、
  - 2 そのデータから、編集部のための寄稿、証拠書類、連絡などをした者又は情報提供者を推測することができる場合、
  - 3 調査されたデータ、又はその他の方法で取得されたデータの提供により、情報素材の探索という事業者の報道の任務が侵害されるおそれがある場合。データ主体は、データレコーダにおける不正確な個人データについて、迅速な訂正又は自己の描写の追加を求めることができる。個人データの継続的な保存は、もしそれが自由な意見表明及び情報受領の権利の行使のため、又は正当な利益の擁護のために必要な場合には適法である。本項1文から3文は、プレス企業、協力企業及び参加企業が、ドイツ・プレス評議会のプレスコード及び異議規則による自主規制に服している限りにおいて、適用されない。
- 3項 個人データの報道のための処理が、本人の反論文の公表、又は公表差止め若しくはデータの内容の取消についての義務宣言、決定若しくは判決に至った場合、当該反論文、義務宣言及び取消は、蓄積されたデータに追加され、データそれ自体と同じ期間、保存されなければならない。当該データの移転に際してはそれらもともに移転されなければならない。

州際協定9c条と57条では、放送やテレメディアに適用されるGDPRの規定が条文に明記されている。放送とテレメディアは、報道目的のデータ処理について、GDPR第1章、第8章、第10章及び第11章のほか、5条2項との結びつきにおける同条1項f号、24条及び32条のみが適用される。

GDPRは、個人データの取り扱いにデータ主体の同意を要しているが、放送とテレメディアの場合、報道目的によるデータ処理については、そうしたGDPRの規制を受けない。また、改正前とほぼ同様に、放送とテレメディアについては、人格権侵害が発生した場合に限定した、データ主体の自己データ開示請求と、ジャーナリストとしての任務達成、編集上の秘密又は取材源の秘密を理由とするこれに対する拒否権が規定されている(以下では、「人格権侵害時の限定的な自己データ開示請求権」)。また、編集において個人データが利用されたことに対する、データ主体からの反論等が判決等に至った場合、それらを個人データに追加し、保存し、移転の際にはともに移転する義務も規定されている(以下では、「反論文等の追加・保存・移転義務」)。なお、テレメディアを提供するプレス企業、その協力企業及び参加企業については、当該企業がプレス評議会の自主規制に服している限り、GDPR第8章が適用除外とされ、また、人格権侵害時の限定的な自己データ開示請求権も適用除外となっている(57条1項6文、2項5文)。

この他、テレメディアの監督について定める59条に次のような、データ保護の監督についての規定が追加された。「連邦及び州の一般的なデータ保護法により権限を有する監督者は、その担当分野で、一般的なデータ保護規定及びこの州際協定57条の遵守について監督を行う。公共放送及び民間放送における報道分野におけるデータ保護について権限を有する監督者は、その担当分野で、テレメディアにおける報道・編集的に制作された情報提供サービスにおけるデータ保護規定の遵守についても監督を行う。プレスの企業、その協力企業及び参加企業は、それらがプレス評議会のプレスコード及び苦情処理規則による自主規制に服していない限りにおいて、監督が行われる」。この規定からは、同じテレメディアでも、GDPR適用前と同様に、監督については、提供者が放送とプレスでは区別があり、プレス評議会の自主規制に服している場合は別扱いとなっていることがわかる。プレス評議会の自主規制に服しているテレメディアを提供する企業は、報道目的のデータ処理について、データ保護法違反の場合も、個人情報保護監督機関から制裁金を科されるのではなく、苦情申立てを契機とするプレス評議会の制裁を受けることになる。プレス評

議会の制裁は、「指摘」、「不適切」、「譴責」の3段階となっており、最も重大なプレスコード違反に下される譴責の判断について、プレスはそれを紙面に掲載する義務を負っている。

### (3) プレス法

州プレス法のメディア適用除外規定は、プレス企業によるデータ処理が報道目的又は文学的目的でなされる場合、データの秘密を保持する義務があること、そして、当該データをその他の目的でさらに処理することはできないと規律する点では共通している。しかし、それに続く、プレスに適用可能なGDPRの規定の条文への明記の仕方は、州プレス法により違いも見られる<sup>40</sup>。

また、それに加えて、放送のメディア適用除外規定にみられる義務をプレスにも課している州と、そうではない州がある。16州におけるプレスのメディア適用除外規定は、放送のメディア適用除外規定と比較すると、以下の3つのタイプに分類することができる。放送の場合、データの秘密に加えて、適用されるGDPRの条文が明記されているだけでなく、①反論文等の追加・保存・移転義務が課されており、②人格権侵害時の限定的な自己データ開示請求権も明文化されている。テレメディアもほぼ同様であり、①と②の義務が課せられているが、後者の義務は、テレメディアを提供する企業が、プレス評議会の自主規制に服している場合は適用除外とされている。プレスについてみると、州により、①データの秘密に加えて、適用されるGDPRの条文が明記されているだけのタイプ、②それに加えて前記①の義務が追加されているタイプ、さらに、③テレメディアと同じく、前記①と②の義務が課せられているが、後者の義務について、プレス評議会の自主規制に服している場合は適用除外とされているタイプがある

「表 メディア適用除外規定一覧」で示す通り、バイエルン、ブランデンブルク、ブレーメン、ヘッセン、メッケンブルク・フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ザクセン、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、テューリンゲンの10州が、前記①のタイプのメディア適用除外規定を採用している。また、バーデン・ヴュルテンベルクとベルリンは前記②のタイプといえる。これに対し、ハンブルク、ラインラント・プファルツ及びザールラントは前記③のタイプとなっている。

### (4) 小括

現行のメディア適用除外規定の評価として、一方では、新聞や雑誌などを発行しているプレス企業についてみる限り、GDPR85条との関係でも、従来通り、適切で実効性のある技術的・組織的措置により、編集部が取り扱う個人データを外部のアクセスから保護し、かつ、編集部のメンバーが編集の秘密を尊重している限り、GDPR及びそれに関連するデータ保護法上の規定によって、編集作業を妨げられることは決してない、という指摘がある<sup>41</sup>。しかし、他方で、GDPR85条に対応するためのドイツの州法改正を概観すると、とりわけ放送事業者にとって、またいくつかの州ではプレス企業にとっても、メディア適用除外の範囲がこれまでもよりも狭められたという見方もある<sup>42</sup>。前述の通り、GDPR85条によって認められるメディア適用除外の範囲が、データ保護指令9条と比べて同程度か、より狭められたかについて学説には意見の対立がある。州の立法者が行った個人のデータ保護の権利と表現の自由との調整のための規律がGDPR85条に適っているか否かは、今後、実務を通じて試されることになる。

●表 メディア適用除外規定一覧

州	根拠規定	反論文等の追加・保存・ 移転義務	人格権侵害時の限定的な自己データ開示請求権
放送：全州共通	州際協定 9c 条	○	○
テレメディア：全州共通	州際協定 57 条	○	△
バーデン・ヴュルテンベルク	プレス法 12 条	○	×
バイエルン	プレス法 11 条	×	×
ベルリン	データ保護法 19 条	○	×
ブランデンブルク	プレス法 16a 条	×	×
ブレーメン	プレス法 5 条	×	×
ハンブルク	プレス法 11a 条	○	△
ヘッセン	プレス法 10 条	×	×
メッケンブルク・フォアポンメルン	プレス法 18a 条	×	×
ニーダーザクセン	プレス法 19 条	×	×
ノルトライン・ヴェストファーレン	プレス法 12 条	×	×
ラインラント・プファルツ	メディア法 13 条	○	△
ザールラント	メディア法 11 条	○	△
ザクセン	プレス法 11a 条	×	×
ザクセン・アンハルト	プレス法 10a 条	×	×
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	プレス法 10 条	×	×
テューリンゲン	プレス法 11a 条	×	×

\*表は、現行のメディア適用除外規定について解説しているウェブサイト (<https://www.spiritlegal.com/de/aktuelles/details/das-datenschutzrechtliche-medienprivileg-fuer-journalisten.html>) の州プレス法のメディア適用除外規定一覧表を参考に、筆者が作成。

\*表にある△は、人格権侵害時の限定的な自己データ開示請求権が規定されているものの、プレス評議会の自主規制に服する企業は適用除外とされていることを示している。



## ▶ 6 結びにかえて

GDPR85 条は、多数の解放条項の中でも最も重要だといわれている<sup>43</sup>。本稿は、GDPR85 条によって加盟国に与えられたメディア適用除外についての立法権限を、ドイツにおいて州の立法者がどのように行使したかを概観し、若干の分析を加えた。連邦データ保護法旧 41 条 1 項に相当する規定は、現行の連邦データ保護法にはもはや存在しないが、ドイツのメディア適用除外規定は、放送及びテレメディア州際協定に加えて、各州の放送法、プレス法又はデータ保護法により整備されている。

本稿では、メディア適用除外規定が、放送とテレメディアについては州際協定によって統一的に規律されているのに対し、プレスについては、州によって差異があり、放送と比較すると 3 つのタイプに分類することができることを明らかにした。放送の場合、データの秘密の保持義務等に加えて、適用される GDPR の条文が明記されているだけでなく、①反論文等の追加・保存・移転義務が課されており、②人格権侵害時の限定的な自己データ開示請求権も明文化されている。テレメディアもほぼ同様であり、①と②の義務が課せられているが、後者の義務は、テレメディアを提供する企業が、プレス評議会の自主規制に服している場合は適用除外とされている。プレスについてみると、州により、データの秘密に加えて、適用される GDPR の条文が明記されているだけのタイプ、それに加えて



前記④の義務が追加されているタイプ、さらに、テレメディアと同じく、前記④と⑥の義務が課せられているが、後者の義務について、プレス評議会の自主規制に服している場合は適用除外とされているタイプがある（「表 メディア適用除外規定一覧」参照）。

この他、メディア適用除外規定の具体化にあたって問題となった、GDPR 第 8 章に含まれている監督機関への苦情申立権（77 条）、監督機関に対する効果的な司法的救済の権利（78 条）、制裁金を科すための一般条件（83 条）についての規定は、プレスには適用しないとしている州が多いが、それを無条件で認めている州、プレス評議会の自主規制に服していることを条件にしている州、それを意図しているとみられるが、条文からは明確には読み取ることができない州があると指摘されている<sup>44</sup>。GDPR85 条 2 項は、第 8 章を適用除外の対象として明記していないが、州の立法者は、個人データの保護の権利と表現の自由との調整を求める同条 1 項に基づいて、第 8 章に含まれる条文の適用除外も許されると考えている。

今後、ドイツのメディア適用除外規定をめぐって国内裁判所で争われることがあれば、その裁判所が EU 司法裁判所に GDPR85 条の解釈について先決裁定を求める可能性がある<sup>45</sup>。EU 規則は加盟国で直接適用が可能であり、EU 規則は国内法に対して優先的に適用されるため、GDPR に矛盾するドイツ法の規定は適用できない。ただし、ドイツ連邦憲法裁判所は、リスボン条約判決<sup>46</sup>において、EU 立法がドイツ基本法に定められている憲法アイデンティティ<sup>47</sup>の不可侵の核となる部分を侵害しているか否かを審査する（アイデンティティコントロール）と判示し、例外的な場合としながらも、「EU 法がドイツにおいて適用不可能であると宣言する可能性があることを示唆し」<sup>48</sup>ている。2012 年 1 月 9 日、欧州委員会による GDPR の提案を目前にして、連邦憲法裁判所裁判官としてデータ保護の分野を担当しているヨハネス・マーキングは、データ保護やプレスの自由についての豊富な憲法判例の蓄積があるドイツにとって、GDPR の制定には「深部にまで達する憲法改正になる可能性がある」と警告し、GDPR がそういうものだとわかったうえで議論する必要があると訴えた<sup>49</sup>。その後の数年にわたる議論を経て、制定された GDPR には多数の解放条項が含まれることになった。それだけに、ドイツにおける個人データの保護について、EU 司法裁判所と連邦憲法裁判所のどちらが主導権を握るのか、予断を許さない状況にある。

## ●注

1. ABl. 1995 L 281 v. 23. 11. 1995, 31.
2. ABl. EU Nr. L 119 v. 4. 5. 2016, 1. GDPR について、宮下紘『EU 一般データ保護規則』（勁草書房、2018 年）。概要について、島村智子「【EU】一般データ保護規則（GDPR）の適用開始」外国の立法 276 号（2018 年）2 頁以下参照。GDPR についてはドイツだけでも多数の文献が出版されているが、ここには、Kühling/Buchner, Datenschutz-Grundverordnung/BDSG, 2018; Rüpke/v. Lewinski/Eckhardt, Datenschutzrecht, 2018; Albrecht/Jotzo, Das neue Datenschutzrecht der EU, 2017 だけをあげておく。
3. ドイツの議論では個人データ保護法におけるメディア適用除外について、「メディア特権（Medienprivileg）」という言葉が用いられている。しかし、メディア適用除外は、メディアの自由から導き出される憲法上の要請であり、「特権」というべきではないという指摘がある（Carl-Eugen Eberle, Medien und Datenschutz, MMR 2008, 510; Günter Herrmann, Rundfunkrecht, 1994, § 22 Rdnr. 70）。そこで本稿では、Medienprivileg に「メディア適用除外」という訳語を用いる。
4. 鈴木秀美「個人情報保護と取材・報道の自由—ドイツ連邦個人情報保護法 2001 年改正を手がかりに」樋口陽一ほか編『日独憲法学の想像力 上巻』栗城壽夫先生古稀記念（信山社、2003 年）435 頁以下。
5. この問題について、Weberling/Bergmann, Pressefreiheit und Datenschutzrecht, Die Gewährung des Medienprivilegs nach Inkrafttreten der DSGVO, AfP 2018, 205 ff.; Matthias Cornils, Der Streit um das Medienprivileg, Zur Unionsrechtskonformität der neu gefassten Regelungen zum Mediendatenschutz, ZUM 2018, 561 ff.
6. BGBl. I 2017, 2097. 法案は、BT-Drucksache 18/11325.
7. 泉真樹子「【ドイツ】連邦データ保護法の全文改正—EU 規則等の国内法化」外国の立法 276 号（2018 年）6 頁以下参照。

8. アレクザンダー・ロスナーゲル (笠原毅彦訳)「データ保護規則と構成国の権利との関係」桐蔭論叢 36 号 (2017 年) 38 頁以下参照。
9. 宮下・前掲注 2) 8 頁以下参照。
10. 山本龍彦「GDPR が突きつける日本の選択, 求められる憲法調和的な AI ネット化」Journalism2018 年 7 月号 38 頁。
11. EU 法の指令と規則については, 中西優美子『EU 法』(新世社, 2012 年) 114 頁以下参照。
12. 泉・前掲注 7) 6 頁, ロスナーゲル前掲注 8) 42, 43 頁の指摘。Vgl. Albrecht/Jotzo, a.a.O. (Anm. 2), S. 133 ff.
13. Kühling/Martini, Die Datenschutz-Grundverordnung: Revolution oder Evolution im europäischen und deutschen Datenschutzrecht?, EuZW 2016, 448 ff., 449.
14. Albrecht/Janson, Datenschutz und Meinungsfreiheit nach der Datenschutzgrundverordnung, CR 2016, 500 ff., 504.
15. Albrecht/Jotzo, a.a.O. (Anm. 2), S. 133 f.; Albrecht/Janson, a.a.O. (Anm. 14), 501 f.
16. ロスナーゲル・前掲注 8) 39 頁。
17. ロスナーゲル・前掲注 8) 43 頁。
18. ロスナーゲル・前掲注 8) 41 頁以下。
19. 宮下・前掲注 2) 310 頁。
20. 鈴木・前掲注 4) 440 頁以下参照。
21. 訳文は, GDPR ドイツ語版による。訳出にあたっては, 宮下・前掲注 2) を参考にした。
22. Vgl. Weberling/Bergann, a.a.O. (Anm. 5), 205 ff.; Cornils, a.a.O. (Anm. 5), 561 ff.
23. Albrecht/Janson, a.a.O. (Anm. 14), 500 ff.; Buchner/Tinnefeld in Kühling/Buchner, DS-GVO/BDSG, 2. Aufl. 2018, Art. 85 DS-GVO, Rdnr. 27, 31.
24. Cornils, a.a.O. (Anm. 5), 564. この問題についてプレス業界の依頼により執筆されたコルニルスの鑑定書が単行本 (Matthias Cornils, Das datenschutzrechtliche Medienprivileg unter Behördenaufsicht?, 2018) として公表されている。
25. Cornils, a.a.O. (Anm. 5), 570.
26. Cornils, a.a.O. (Anm. 5), 570. GDPR 前文 153 項は, 個人データの保護についての権利と表現の自由を調和させる必要があるとき, GDPR は適用除外になるとし, 「民主主義社会における自由な表現の権利の意義を支えるためには, 報道のような, この自由と関連する諸概念は広く解釈される必要がある」と指摘している。
27. Cornils, a.a.O. (Anm. 5), 571. なお, コルニルスは, その際, GDPR85 条 2 項が第 8 章を明文で適用除外の対象としていなくても, 監督機関について定める第 6 章が適用除外の対象となっていることとの関連からも, 第 8 章も適用除外とすることができると指摘している。詳しくは, Cornils, a.a.O. (Anm. 24), S. 65 ff.
28. Cornils, a.a.O. (Anm. 5), 577.
29. Vgl. Löffler/Ricker, Handbuch des Presserechts, 2. Aufl. 1986, 42. Kap. Rdnr. 39 ff.
30. 鈴木秀美「ジャーナリズムと自主規制—ドイツ・プレス評議会の活動を手がかりに」駒村圭吾ほか編『表現の自由 II』(尚学社, 2011 年) 397 頁以下, 同・前掲注 4) 440 頁以下参照。Vgl. Friederike Neunhoeffler, Das Presseprivileg im Datenschutzrecht, 2005, S. 136 ff.
31. 連邦データ保護法 41 条 2 項から 4 項は, 連邦法に基づいて設立された国際放送を行うドイチュ・ヴェレのメディア適用除外に関係する規定だった。ドイツでは国際放送についての規律は, 連邦の外交に関する立法権限に属している。
32. 各州プレス法のメディア適用除外規定について, Martin Löffler, Presserecht, 6. Aufl. 2015, Schulz/Heilmann, § 12 LPG.
33. 鈴木・前掲注 30) 400 頁参照。
34. ドイツの放送制度について, NHK 放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2018』(NHK 出版, 2018 年) 165 頁以下参照。
35. 「放送及びテレメディアに関する州際協定」(ただし, 第 20 回放送改正州際協定による改正前の条文) の解説と翻訳として, 神足祐太郎「ドイツ放送州間協定—ドイツにおける放送の制度と現状」外国の立法 276 号 (2018 年) 21 頁以下。テレメディアについては, 25 頁の説明と 26 頁に掲載された表「テレメディア及び関連の情報サービスの分類」参照。Vgl. Roßnagel/Gitter, § 1 TMG, Beck'scher Kommentar zum Recht der Telemediendienste, 2013, Rdnr. 28 ff.
36. Vgl. Binder/Vesting/Herb, § 57 RStV, Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht, 4. Aufl. 2018, Rdnr. 4 ff.
37. Gero Himmelsbach, Der Schutz des Medieninformanten im Zivilprozeß, 1988, S. 121 ff.
38. Hans-Hermann Schrader, Datenschutz und Auskunftansprüche im Rundfunkbereich, AfP 1993, 114 ff.
39. BT-Drucksache 18/11325, S. 79.
40. Weberling/Bergann, a.a.O. (Anm. 5), 208.
41. Weberling/Bergann, a.a.O. (Anm. 5), 211.
42. Cornils, a.a.O. (Anm. 5), 577.
43. Albrecht/Janson, a.a.O. (Anm. 14), 502.
44. コルニルスによれば, プレス法のうち, ヘッセンやニーダーザクセンは, 無条件に GDPR 第 8 章から生じるデータ保護監督機関による監督に服さないことを認めている。また, ラインラント・プファルツやザクセン・アンハルトは, プレス評議会の自主規制に服していることを条件に, GDPR 第 8 章から生じるデータ保護監督機関による監督に服さないことを認めている。この他, バーデン・ヴェルテンベルクやメッケンブルク・フォアポンメルンは, それを意図しているようであるが, 条文から明確には読み取ることができないという。

Cornils, a.a.O. (Anm. 5), 564.

45. 先決裁定について、中西・前掲注 11) 246 頁以下参照。
46. BVerfGE 123, 267 (348). ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅳ』（信山社、2018年）276 頁以下〔門田孝〕参照。
47. 基本法 79 条 3 項と結びついた 23 条 1 項 3 文がその根拠となる。
48. 中西優美子『EU 権限の判例研究』（信山社、2015年）21 頁。
49. Johannes Masing, Ein Abschied von den Grundrechten, Süddeutsche Zeitung v. 9. 1. 2012.

鈴木秀美（慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授）